

## 公募型プロポーザル方式に関わる手続開始のお知らせ

次のとおり企画提案書の提出を求めます。

令和5年4月13日

世田谷区

### 1 業務の概要

(1) 件名 令和5年度 奥沢1～3丁目等界わい形成地区運用支援業務委託

(2) 事業の目的

奥沢1～3丁目は、町会や風景づくり活動団体を中心とした、地区住民主体の地域活動が活発に行われている地域である。また、緑豊かな住宅地や旧海軍村の歴史を感じさせる街並みなど地域固有の風景を残している。

これまで、この地域において、地区住民とともに平成29年度にまちあるきやワークショップ、勉強会を通して今後の奥沢の風景について考え、平成30年度・令和元年度には、この奥沢の魅力的な風景を共有するイベントや風景を守り育てる手法を考えるワークショップ等の取組みを行い、令和2年度・令和3年度には、風景づくり条例に基づく界わい形成地区指定に向け、オープンハウス、素案説明会及び原案説明会を実施し、令和4年度に界わい形成地区の指定及び運用を開始した。

本業務は、指定した界わい形成地区を効果的に運用していくため、地域に向け制度の浸透を図るための普及啓発冊子「奥沢界わいニュース」を地区住民との合意形成及び関係機関との調整を図りながら作成、印刷、配布を行うことを目的とする。

(3) 対象区域

奥沢一丁目全域、奥沢二丁目全域、奥沢三丁目全域、ただし、区域の西側境界については、道路に接する敷地も含むこととする。(別紙1 対象区域図参照)

(4) 業務内容

1) 「奥沢界わいニュース」の作成、印刷、配布

2) 地区住民や関係機関との調整

(5) 履行期間

契約締結の日から令和8年3月13日(金)まで

※令和6～7年度の業務についても、引き続き同じ事業者と随意契約を締結する予定である。なお、契約は単年度ごとに締結し、各年度における当該事業の予算配当があること、及びその前年度の履行状況が良好であることを契約締結の条件とする。なお、令和6～7年度の業務についても令和5年度同様の普及啓発冊子の作成及び地区住民及び関係機関との調整を予定している。

※業務内容・スケジュールが変更になる場合は、契約を締結しないことがある。

## 2 参加資格条件

次に掲げる条件を全て満たす法人とする。

- (1) 世田谷区の競争入札参加資格者名簿に登録されており、営業種目「都市計画・交通関係調査業務（取扱品目：地域・地区計画）」または「環境アセスメント関係（取扱品目：景観）」に登録があること
- (2) 地方自治法施行令第167条の4第1項の規定に該当しないこと
- (3) 世田谷区から入札参加禁止又は指名停止の措置を受けている期間中でないこと
- (4) 都道府県民税・市町村民税に滞納がないこと
- (5) 平成30年度以降、下記のいずれかの業務を行った実績を有すること
  - ・ 東京都、東京都内区市町村又は東京都以外の近郊の県（神奈川県、埼玉県、千葉県）の政令指定都市において、景観法に基づく景観計画の策定業務（改定を含む）又は、景観計画の重点区域等指定に関する業務
  - ・ 東京都、東京都内区市町村又は東京都以外の近郊の県（神奈川県、埼玉県、千葉県）の政令指定都市において、景観計画の運用等に関する業務（ガイドラインの検討、景観計画区域の検討等）

## 3 企画提案書の提出者を選定するための基準

本件では企画提案書の提出者の選定は行わず、参加資格の確認のみを行う。

## 4 企画提案書を特定するための評価基準

- (1) 基本事項（提出書類の適正）
- (2) 企業実績（業務の実務実績）
- (3) 技術者実績等（保有資格、実務実績）
- (4) 業務実施体制（実施体制の妥当性）
- (5) 特定テーマに対する提案（課題認識の的確性、説得力、実現性、創意工夫等）
- (6) 業務実施方針（業務内容の理解、工程計画との整合性）
- (7) 資料作成能力（わかりやすさ、見やすさ）

## 5 手続等

### (1) 担当部課

世田谷区都市整備政策部都市デザイン課（担当：二見、落合）

〒158-0094 東京都世田谷区玉川1-20-1

電話：03-6432-7153

電子メール：[SEA02092@mb.city.setagaya.tokyo.jp](mailto:SEA02092@mb.city.setagaya.tokyo.jp)

### (2) 説明書の交付期間、場所及び方法

1) 期 間：令和5年4月13日（木）から令和5年4月28日（金）まで

2) 交付場所及び方法（以下、いずれかにより取得）

①世田谷区ホームページよりダウンロード

[トップページ](#) → [目次から探す](#) → [住まい・街づくり・環境](#)

→ 風景づくり → 風景づくりに関する条例・計画

②上記（１）にて窓口配布（土日祝を除く午前８時３０分から午後５時まで）

（３）参加表明書の提出期間、提出場所及び方法

１）期 間：令和５年４月１３日（木）から

令和５年４月２８日（金）午後５時まで（必着）

２）場 所：上記（１）

３）方 法：持参、郵送又はメール（宅急便、書留等、送達確認できるものに限る）

（４）プロポーザルに関する質問の受付及び回答

１）期 間：令和５年５月１５日（月）から

令和５年５月２２日（月）午後５時まで

２）提 出 先：都市デザイン課

メールアドレス：SEA02092@mb.city.setagaya.tokyo.jp

３）提出方法：都市デザイン課宛に電子メールにより提出すること。件名は「令和５年度 奥沢１～３丁目等界わい形成地区運用支援業務委託プロポーザル質問（会社名）」とし、貴社の担当窓口の部署、氏名、電話番号及びメールアドレスを併記すること。また、メール送付後、区に確認の連絡を入れること。なお、電話及び窓口等口頭での質問には応じない。

４）回答方法：参加資格の確認ができたもの全員に電子メールにて回答する。

５）回答送付日：令和５年５月２９日（月）

（５）企画提案書の提出期間、提出場所及び方法

１）期 間：令和５年５月１５日（月）から

令和５年６月１５日（木）午後５時まで（必着）

２）場 所：上記（１）

３）方 法：持参または郵送（宅急便、書留等、送達確認できるものに限る）

## ６ その他

（１）手続きにおいて使用する言語及び通貨：日本語及び日本国通貨に限る。

（２）契約保証金：免除

（３）契約書作成の要否：要

（４）当該業務に直接関連する他の委託契約を当該業務の委託契約の相手先との随意契約により締結する予定の有無：無

（５）契約等について

・審査の結果、第一順位の提案者を委託先の第一候補者として委託内容の詳細及び仕様について協議を行い、区及び候補者双方の合意に基づき契約を締結する。

・本プロポーザルは契約候補者の選定を目的とし、区は選定された企画提案書の内容に拘束されないものとする。

（６）参加表明書及び企画提案書の作成に関わる費用について

参加表明書及び企画提案書の作成、提出等に関わる費用は、参加者の負担とする。

(7) 記載内容の変更について

参加表明書及び企画提案書の提出後において、記載内容の変更は認めない。また、参加表明書に記載した予定技術者は、原則として変更することができない。ただし、やむを得ない理由により変更を行う場合は、同等以上の技術者であることを示し、発注者の了解を得なければならない。

(8) 提案者の失格について

参加表明書又は企画提案書に虚偽の記載をした提案者、若しくは審査の公平性を損なう行為を行った提案者は、失格とする。

(9) 参加表明書及び企画提案書の取り扱い等について

- ・提出された参加表明書及び企画提案書は、返却しない。また、選定以外の目的に使用しない。ただし、実績の成果を確認するための図書（景観計画図書、誘導指針のパンフレット等）で、提案者から申出をうけたものは、審査結果通知後、返却に応じる。
- ・区は、この案件に参加を表明した者及び企画提案書を提出した者の商号・名称ならびに企画提案書を特定した理由（審査経過等）を公表することができる。

(10) 本業務におけるこれまでの取組みは区ホームページ上（下記リンク先）より閲覧可能である。

<https://www.city.setagaya.lg.jp/mokuji/sumai/005/001/d00161645.html>

対象区域図

